

第 3 4 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 5 年 1 0 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和5年10月27日岩沼市役所1階大会議室において、下記案件を審議するため、
第34回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第4 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 日程第5 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 農用地利用集積計画について
- 日程第7 岩沼市農業委員会規程の一部改正について

1、出席委員

1 番 平井 博 4 番 長田 克美 5 番 大友 信由 6 番 渡邊 等
7 番 猪股 政一 8 番 郡山 正志 11 番 宮部 淳子 12 番 木皿 清
13 番 菅井 武雄 14 番 吉田 俊美

2、欠席委員

2 番 長田 幸浩 3 番 佐藤 勲 9 番 菅原 龍也 10 番 八巻 文彦

3、農地利用最適化推進委員

なし

4、事務局職員

事務局長 渡辺 多恵子 係長 橘川 麻美 主事 佐々木 常行

1、同日午後1時30分開会

- 議 長 　　ただいまから、第34回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は10名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)
- 議 長 　　挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、4番長田克美委員、5番大友信由委員を指名いたします。よろしく願います。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 渡 辺 局 長 　　議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、4件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、これらの届出の受理は、市農業委員会規程により事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
(挙手なし)
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
- 渡 辺 局 長 　　議案書の2頁から3頁をご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、6件受理いたしております。いずれも双方の合意による解約ですが、中間管理機構を介しての契約でしたので、所有者・耕作者の組み合わせとしましては3件となっております。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご

意見等がある方は、挙手願います。
(挙手なし)

議長 長 ないようですので、報告第2号を終了いたします。

議長 長 日程第5、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、担当委員から説明願います。

郡山委員 議案第1号の件について、10月24日、菅原委員、宮部委員、小田原推進委員、私、事務局2名で現地の調査をしてきました。農地の所在は、押分字与奈50-1、畑。面積は660㎡、貸付人は推定相続人●●●さんということで、推定相続人について事務局から説明はありますか。

議長 長 事務局から説明願います。

渡辺局長 議案書の貸付人は推定相続人となっているこの1名ですが、この方を除くほかの相続人の方々について、同意書をいただく手続き中との報告を受けております。現在、相続人全員の同意書が添付されていない状況での審議となっておりますが、事務局といたしましては、転用の目的が公共事業の実施に関わるものであることから、本日の総会におきましては、一時転用の場所と目的その他の状況について、許可相当と認められるかご審議いただきたいと思いますと考えております。以上、よろしく願います。

議長 長 はい。では、引き続き担当委員から説明願います。

郡山委員 貸付人は推定相続人、●●●さん。借受人は岩沼市で、転用目的は、仮設道路及び駐車場。転用理由は、下水道工事に伴う道路の通行止めにより、支障が生じる住民及び耕作者向けの仮設の道路用地及び駐車場用地を確保するためです。下水道工事ですが、里の杜地区の雨水排水のためです。位置図1頁をご覧ください。赤い丸で囲まれている下の方に、東西に走る道路があります。この道路の下を、雨水排水のために管を通す工事になります。里の杜の交差点付近と、南北に走る道路のT字路交差点に立坑を掘って工事をするためとのことです。拡大図をご覧ください。南北に走る太い道路の付け根に立坑が掘られるということで、この赤い屋根の家と、隣にもう一軒がありますが、この2軒の出入りができなくなるということで、この青の線で囲まれた農地に、駐車場及び仮設道路を取り付ける。それによって、通行の確保をするということです。この土地は、周りの道路より約50cm低い農地で、南北に走る太い道路の根元にU字溝の排水路があります。また、隣の農地から2mほど離して土盛りをするということなので、周辺の農地への影響はなしということで、許可相当と見てまいりました。審議のほどお願いいたします。

議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
菅	井 委 員	意見ではありませんが、転用期間はいつまでですか。
郡	山 委 員	令和6年7月31日までです。
議	長	よろしいですか。
菅	井 委 員	はい。
議	長	他にないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。あくまでも、全部書類が揃ったらという前提です。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり承認相当として県に進達することに決しました。
議	長	日程第6、議案第2号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。それでは、事務局から説明願います。
渡	辺 局 長	議案書の5頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。今回は所有権移転が1件、合計1筆で、面積は3,777㎡でございます。受け手となる方は、改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の移転を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、10月31日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいま、事務局から説明がありました。農業委員の自己に関する事項となっておりますので、12番、木皿清委員は、除斥となります。 (木皿委員、除斥)
議	長	それでは、只今、事務局から説明がありました件について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。 (「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農用地利用集積計画について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、議案第2号、農用地利用集積計画について、計画案のとおりとすることに決しました。それではここで、木皿委員の除斥を解きます。

- 議 長 (木皿委員、着席後)
木皿委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。
- 議 長 日程第7、議案第3号 岩沼市農業委員会規程の一部改正について、を
渡 辺 局 長 議題といたします。それでは、事務局から説明願います。
議案書の5頁および別紙の左上に「議案第3号」と記載のある資料をご覧ください。岩沼市農業委員会規程の一部改正でございます。今回改正しようとする箇所は、第33条で、事務局長が専決できる事項を定めた部分です。この中の第3項では、市街化区域内の農地における転用のための届出について農地法の条項を引用しておりますが、今年4月に施行されました農地法の改正に伴い、第4条第1項の第8号が7号に、第5条第1項の第7号が6号に番号がずれたことから、これに合わせて農業委員会規程における引用箇所を改正するというものです。以上でございます。
- 議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
(挙手なし)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、岩沼市農業委員会規程の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号、岩沼市農業委員会規程の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。
- 議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第34回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。
(一同 礼)

午後1時48分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 4 番 _____

委員 5 番 _____